

## 2025年度第13回YFA 0-60サッカーリーグ要項

1. 目的 シニア年代全ての選手が生涯スポーツとしてサッカーを競技できる環境を整備・構築し、更なるサッカーファミリーの拡大を目的とする。
2. 名称 **2025年度第13回YFA 0-60サッカーリーグ**  
(以下 0-60リーグという)
3. 主催 **(一社)山口県サッカー協会 (以下 県協会、YFA という)**
4. 主管 **(一社)山口県サッカー協会 シニア委員会 (以下、シニア委員会という)**
5. 期間 **2025年4月～2026年3月**
6. 運営
  - (1) 日程、会場、運営担当チーム等の実務的な試合運営は、シニア運営委員会で決定する。
  - (2) 試合日の変更は原則として認めない。ただし、運営委員長が天候・天災等により実施が困難と判断した場合は、シニア委員長に報告の上、予備日程を含め順次、日程を繰り下げることにする。  
なお、予備日程を超える繰り下げが生じた場合には、各チーム代表者と協議の上、決定する。  
その他やむを得ない事情があると判断した場合に限り許可する場合がある。なお、変更申し出るチームは1か月前までにシニア委員長および運営委員長へ報告すること。(厳守)
  - (3) 感染症等の流行に係る不測の事態が発生した場合は、「山口県」及び「山口県サッカー協会」の基準に従い、それ以降のリーグ運営についてはシニア委員会及び運営委員会等で協議し、決定する。
7. 参加資格
  - (1) **JFA及びYFAに「シニア」種別で加盟登録したチームであること。単独、合同、補充のうちいずれの方法でも編成できる。**
  - (2) **選手はJFA及びYFAに登録が完了した、1967年(昭和42年)4月1日までに生まれた選手であり、エントリー表にて届け出がされていること。**
  - (3) 登録チーム名と異なる同リーグのチームから選手をエントリーする場合は、混乱を避ける為事前にシニア委員長及び運営委員長にその旨を申し出ること。
  - (4) **参加申込み手続きを令和7年3月21日(金)までに行うこと。**
  - (5) 登録選手のエントリーの追加は随時受け付ける。(出場する試合の10日前まで)  
\*追加登録選手の試合出場は、特任理事・運営委員長・運営副委員長への連絡後、10日後からの出場を認める。

※ 選手証は顔写真を貼付されていることとし、個別もしくは登録選手一覧であっても原則、紙等に印刷されたものをメンバー提出用紙と一緒に提示し選手の確認を行う。**(写真の免許証等での代用は不可とする。ただし不測の事態に限り電子選手証をスマートフォンやタブレット等での提示を認める。)**  
選手証の確認できない選手は、当該試合への出場を認めない。

  - (6) 公認審判員3名以上を有するチームであることが望ましい。
  - (7) 0-60サッカーリーグ要項を遵守するチームと選手であること。
8. 競技規定
  - (1) キックオフ時に出場選手が8名に満たない場合、当該チームを不戦敗とする。
  - (2) 選手交代は競技開始前までに登録した交代要員の中から、審判の許可を得て交代することができる。交代していったん退いた競技者が交代要員となって再び出場できる。
  - (3) ベンチに入ることのできる人数は、試合前に登録した選手及び交代要員に加えチーム役員は5名とする。
  - (4) 主審により退場を命じられた選手及びチーム役員は、グラウンド外に出ること。次の0-60リーグ1試合を出場停止しベンチ入りも禁止とする。その後の処分はシニア規律委員会が最終裁定を下す。試合後運営責任者は、退場の内容を主審からヒアリングし、退場を命じられた選手及びチーム代表者に事情聴取を行い、緊急事態報告書及び審判報告書にてシニア委員長に報告すること。
  - (5) 警告による退場処分
    - ① 本大会で警告が累積2回となった選手及びチーム役員は、次の0-60リーグ1試合の出場停止処分を受ける。

- ②同一試合で警告が累積2回となった選手及びチーム役員は、退場処分を受けグラウンド外に出ること。次の0-60 リーグ1 試合の出場停止処分を受ける。
- ③ 上記①、②における警告は、試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
- ④ 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、0-60 リーグ終了時をもって効力を失う。
- (6) 未登録または二重登録などの不正選手が出場（未遂を含む）していた場合、それが判明した時点で試合を打ち切り、当該チームについては不戦敗扱いとする。なお、既に行われた試合については、前述の取扱いを原則として可能な限り遡って適用する（この場合において、既に獲得された得失点差の方が大きい時には、大きい方を有効とする）。また、この該当チーム・選手等の懲罰についてはシニア規律委員会にて審議のうえ裁決される。
- (7) シーズン途中での同リーグ内チーム移籍について  
基本的に自由とし制限は設けない。ただしチーム強化等の意図的な補強移籍は認めないこととする。前チームで対戦したチーム（出場の有無にかかわらず）とは、新チームでの出場は認めない。上記に反した場合は、8. 競技規定の (6) と同様の扱いとする。
- (8) その他、本大会における規律・懲罰に関するものは、(公財) 日本サッカー協会の規律委員会「規約・規程」に従うものとする。
- (9) **リーグ戦棄権について**  
チームの事情によりやむを得ず試合を棄権する場合は必ず試合日一週間前までに運営委員長・運営副委員長に連絡する。また、当日の自チーム及び対戦相手が審判を担当する試合についても審判の手配をおこなう事とする。
9. リーグ編成 前期を参加チームの総当り戦とし、後期は前期の結果をもとに上位 3 チームと下位 3 チームに分かれ順位決定戦をする。その際前期の勝ち点は持ち越しとする。但し、上位と下位の間での順位の入替えは無しとする。
10. 試合時間 40 分ゲームとし、延長戦等は行わない。
11. 順位決定 順位の決定方法は下記とする。  
①勝点の多いチームを上位とする。  
勝：3点 引き分け：1点 負：0点 不戦勝の勝点：3点 不戦負の勝点：-3点  
②勝点と同じ場合は得失点差の多いチームを上位とするが不戦敗のあるチームは同じ勝ち点内で最下位とする。 不戦勝の得点：3点 不戦負の得点：0点  
③得失点差が同じ場合は総得点の多いチームを上位とする。
12. **競技規則 「サッカー競技規則 2024/2025」による。**
13. 審判員  
(1) 審判員は有資格者による担当チームの審判とする。(審判員は審判証を持参すること。)  
(2) 審判員は黒色の審判服を必ず着用すること。(シャツ、ショーツ、ソックス、ワッペン等)
14. **ユニフォーム (JFA 推奨ユニフォーム運用緩和の適用)**  
(1) F P および GK は審判員と類似 (黒、紺等) のユニフォームを用いることはできない。  
(2) ユニフォームとはシャツ、ショーツ、ソックスが 1 セットである。  
(3) **試合に着用するユニフォームは、事前に 0-60 サッカーリーグのグループ LINE (メール等) において決定し、そのユニフォームを持参すること。着用するユニフォームはホーム扱いのチーム (組合せの左側のチーム) を優先とする。審判担当チームが事前に確認し最終決定とする。**  
(4) ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、運営委員長、運営副委員長が認める場合、主たる色が同系色で番号が確認できるものであれば着用することができる (ピブス等も可)。  
(5) ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。  
(6) **アンダーシャツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。  
(ゴールキーパーはユニフォームと同色も可とする)**  
(7) **アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。  
(ゴールキーパーはユニフォームと同色も可とする)**  
(8) ユニフォームの色を変更する場合は、エントリー追加・変更届により運営委員長へ届け出ること。  
(9) ユニフォームに第三者のための広告を希望するチームは、県協会へ申請し日本サッカー協会の

承認を得なければならない。

15. 参加料 1チーム 25,000 円(消費税含む)とする。

16. 申込み手続き

(1) エントリー表をエクセルデータにてメールで提出する。(エントリー追加届も同様。)

ファイル名および、メールの件名を「チーム名」とし、提出先は以下へ送信すること。

manzu6922@yahoo.co.jp (シニア委員会 松並 正寛)

(2) プライバシーポリシー同意書(チーム用・委員用)はシニア運営委員会開催時に持参すること。

郵送する場合は下記宛先

〒739-0605 広島県大竹市立戸 3-8-3

シニア委員長 水戸 寛之 Tel. 080-6303-4402

(3) 参加料 25,000 円は下記口座への振込を原則とする。但し県協会の領収書を必要とする場合には現金での支払いを受け付けるが期限内とする。

山口銀行山口支店 普通預金 5088097

【口座名義】(社) 山口県サッカー協会 シニア 会長 小林 訓二

(4) 手続きの期限 上記(1)、(2)、(3)を、令和7年3月21日(金)までに行うこと。

17. その他

(1) メンバー提出用紙(メンバー表)及び、選手証は試合開始 30分前までに本部に提出すること。

(時間厳守)

(2) 大会期間中の負傷及び、事故の処理は当該チームが負うものとし、スポーツ傷害保険等に加入することが望ましい。

(3) 試合球はシニア委員会が準備し、会場担当チームに貸与するが、本大会中は0-60 サッカーリーグの出場チームにて管理することとする。

(4) 選手証は写真を貼付して有効となる。

(5) シニア運営委員会開催については、一か月前を目安に参加申込みチームへ連絡する。

(6) 順位による大会出場権について

①2025年度第13回 YFA 0-60 サッカーリーグにおける優勝チームは、JFA 第25回全日本0-60 サッカー大会 2026年度中国地域予選会への出場権を与える。

②中国シニア交流会の出場権は輪番制とし翌年全国健康福祉祭(ねんりんピック)に出場するチームが参加する。

下関レジェンド 60→周防シニア 60→カバジェロス岩国 60→山口ダックス 60→山口 60 雀→B. D. 60 (以降繰り返し)

③全国健康福祉祭(ねんりんピック)の出場権は輪番制とし毎年度リーグ終了時に、その出場チームを参加チーム相互に確認する。

B. D. 60→下関レジェンド 60→周防シニア 60→カバジェロス岩国 60→山口ダックス 60→山口 60 雀 (以降繰り返し)

18. シニア委員会及び規律委員会

(1) シニア委員会役員の任期は2年とする。

(2) 本リーグは、日本サッカー協会が定める懲罰規定に基づき本大会に係る懲罰問題を処理するため、シニア規律委員会を設置する。なお、6ヶ月以上の出場停止処分等の重い懲罰については日本サッカー協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。

規律委員の任命はシニア委員長がおこなうものとし、任期は2年とする。

シニア委員会委員長	: 水戸 寛之	TEL 080-6303-4402
シニア委員会副委員長	: 吉武 英二	TEL 090-1330-3485
シニア委員会副委員長	: 渡邊 英樹	TEL 090-9737-4505
シニア委員会特任理事	: 松並 正寛	TEL 090-8993-4073
シニア委員会審判委員長	: 上杉 二郎	TEL 090-7542-9695
シニア委員会0-60運営委員長	: 藤原 徳行	TEL 090-6419-7035
シニア委員会0-60運営副委員長	: 森 明	TEL 090-9468-1907

## 2025年度第13回YFA 0-60サッカーリーグ注意事項

### 1. 会議

0-60 リーグ参加チームはシニア運営委員会にて、競技委員の選出、組合せ、日程調整、報告・連絡等のリーグに関する事項の打合せを行う。

また必要に応じてシニア運営委員会を開催できるものとする。シニア運営委員会には各チーム責任者の出席を求めるものとする。

欠席、代理や通達未確認により生じた問題については、全てそのチームが責任を負う。

シニア委員会の責による以外の後日の問合せには一切答えない。

原則シニア委員会への要望、依頼事項（試合日変更等については1か月前まで）は運営委員長が受けて、シニア委員会において対応を検討してその結果を通知する。各チームへの通知はメール・LINE等の手段をもって行う。

### 2. 運営担当及び責任者

運営担当は、指名されたチームが必ずその任につき、試合会場の設営・進行撤収等の運営・管理をする。責任者は、運営委員長、運営副委員長があたる。

\*運営担当チームは、運営当日 1 試合日開始の1時間前には会場準備に取り掛かること。

チームから提出されたメンバー提出用紙、選手証、エントリー届をチェックする。確認後、選手証はチームへ返す。メンバー提出用紙は相手チームと審判員へ渡す。

※自分のチームのメンバー表はチームでご用意ください。（統一様式を各カテゴリー運営委員長より配布）

### 3. 審判員

試合開始10分前までに審判服（黒）に着替え、グラウンド担当チームから、当該試合のメンバー表を受取る。

試合開始5分前に選手は整列し、審判員は、用具の確認を行う。

指名された試合の審判を不履行の場合、当該チームのその日の試合は棄権扱いとする。

担当審判員は同カテゴリーもしくは、当該試合のカテゴリーより若い審判員にて行うことが望ましい。

### 4. 器物破損及び負傷の取扱い

試合中・練習中を問わず場内外の器物に損傷を与えたチームは、当該器物の弁済をすること。

当該チームの責による第三者への損害やグラウンド使用の障害になるような事象が発生した場合、当該チームは損害賠償責任を負う。

負傷発生の処置は、当該チームが行い協会は一切の責任を負わない。

### 5. その他

プレー再開後に以前の判定に対する審判員への直接の異議申立ては原則として受け付けないものとする。異議がある場合、チーム代表者がグラウンド担当チームまたは運営委員長に申入れを行い、後日シニア委員会にて対応を協議する。これに違反した者は試合会場を出るまで警告の対象とする。上記以外の不測の事項については、シニア委員会及びシニア規律委員会で協議し決定する。